

# 歴史まちづくり法の施行状況について

都市・地域整備局

# 歴史まちづくり法<sup>(※)</sup>に関する経緯等

※正式名称:「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)

## 【歴史まちづくり法に関する経緯】

平成20年11月 4日 歴史まちづくり法施行、基本方針公表 計画認定申請受付開始

平成21年 1月19日 第1次認定 (金沢市、高山市、彦根市、萩市、亀山市)

3月11日 第2次認定 (犬山市、下諏訪町、佐川町、山鹿市、桜川市)

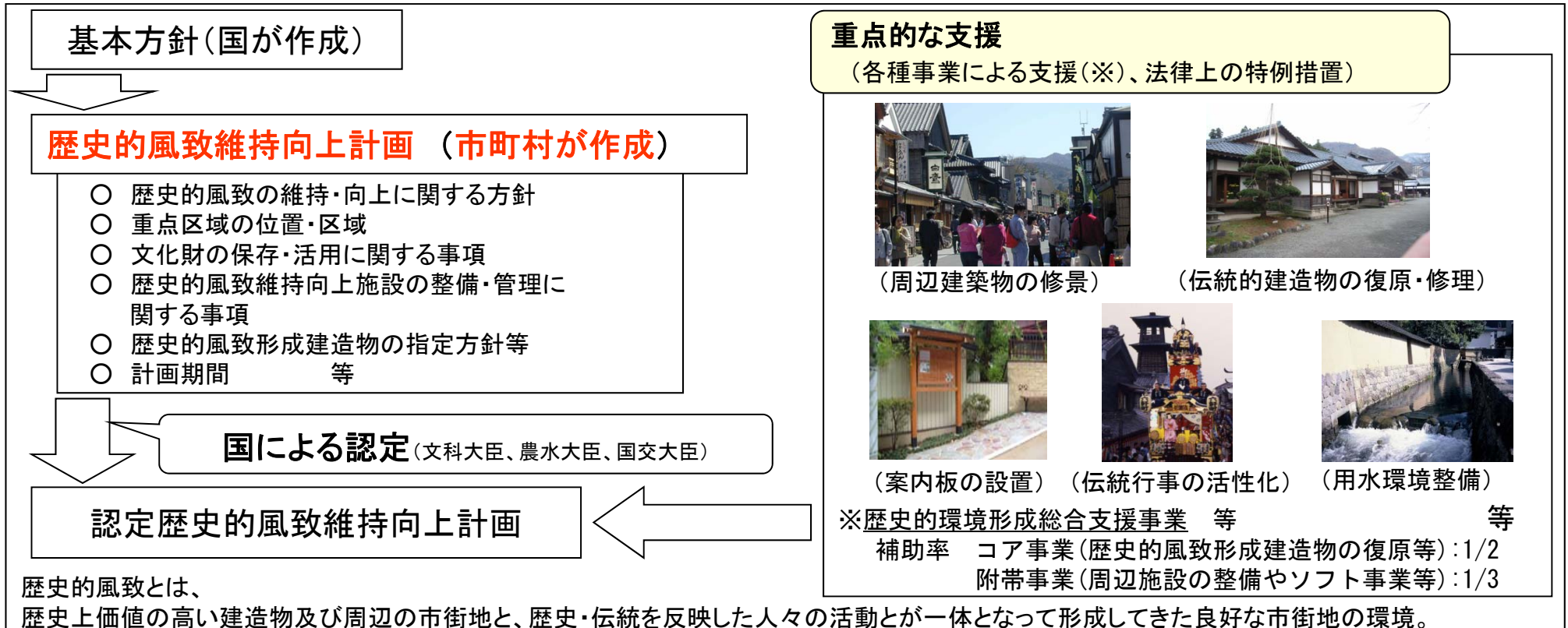
7月22日 第3次認定 (津山市)

11月19日 第4次認定 (京都市)

平成22年 2月 4日 第5次認定 (水戸市、長浜市、弘前市)

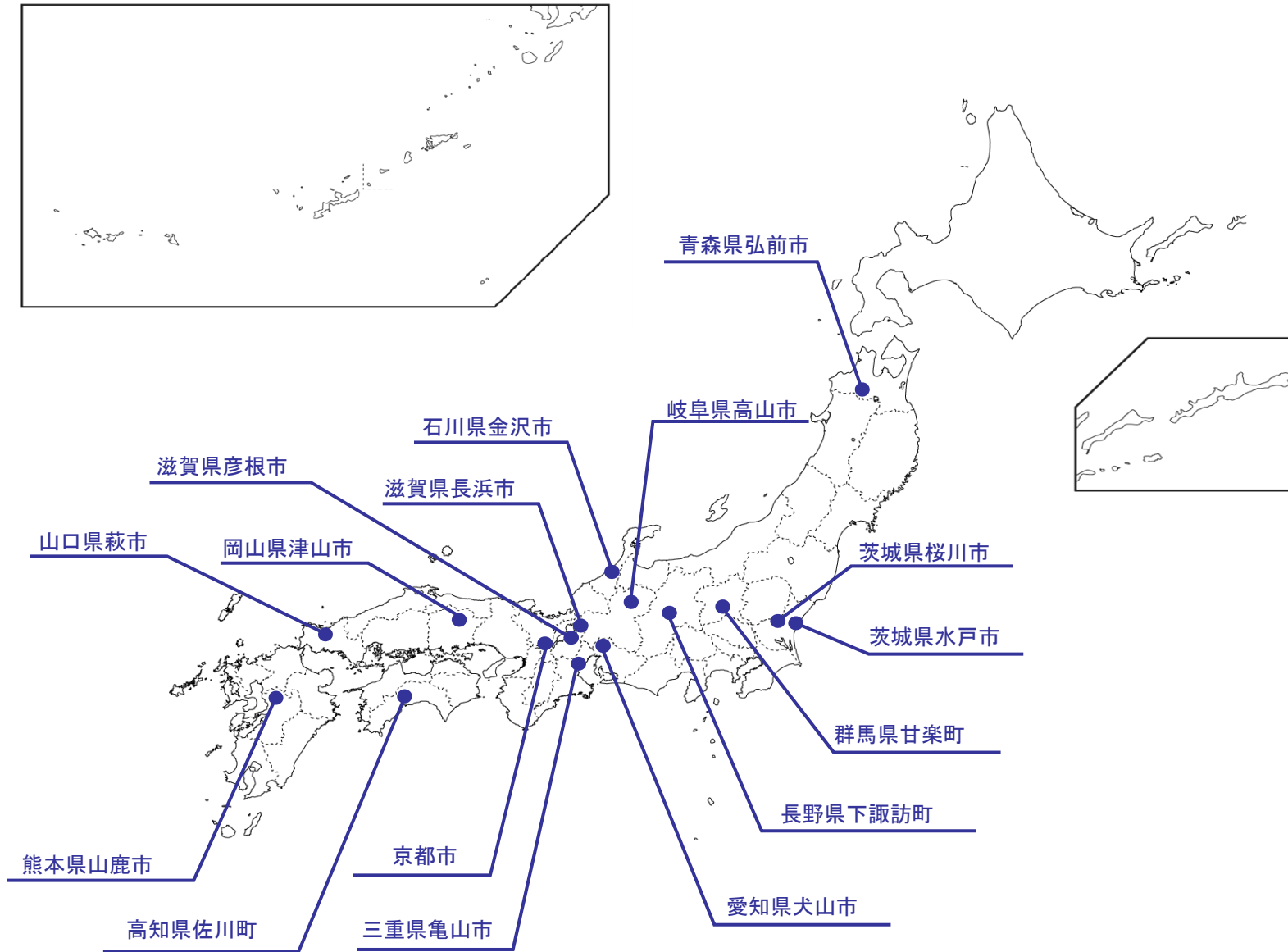
3月30日 第6次認定 (甘楽町)

## 【歴史まちづくり法の概要】



# 歴史的風致維持向上計画認定状況

平成22年3月31日



市町村名	認定日
金沢市	平成21年1月19日
高山市	
彦根市	
萩市	
亀山市	
犬山市	平成21年3月11日
下諏訪町	
佐川町	
山鹿市	
桜川市	平成21年7月22日
津山市	
京都市	平成21年11月19日
水戸市	平成22年2月4日
長浜市	
弘前市	平成22年3月30日
甘楽町	

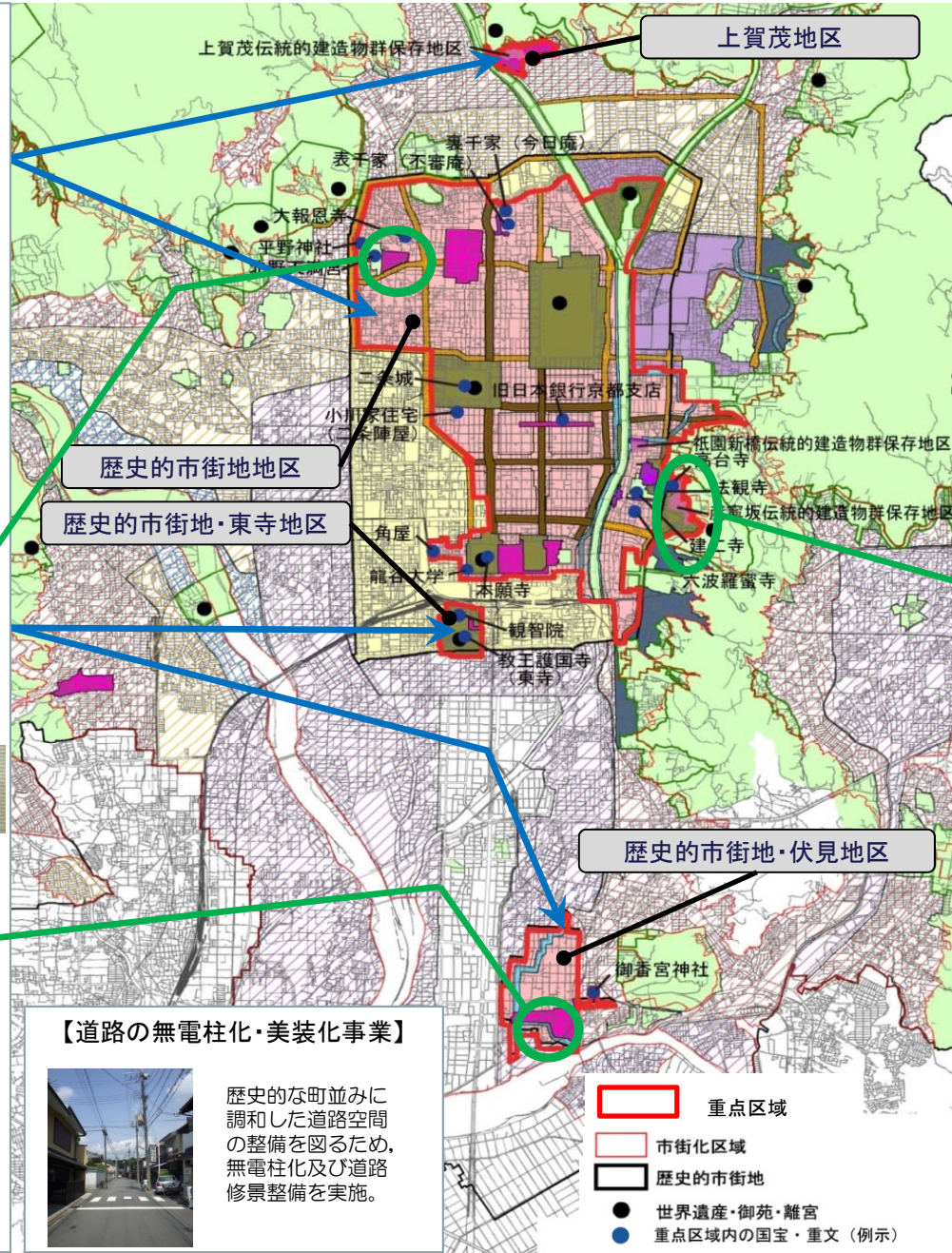






# 重点区域における施策・事業概要

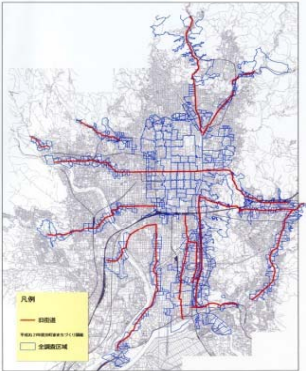
## 【重点区域図】



### 【歴史的建造物の保全・再生事業】

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び歴史的建造物を保全・再生し、次世代へ継承していく。

#### ●京町家まちづくり調査



- ・京町家は年々減少
- ・京町家の保全・活用のための実効ある施策立案に反映するため、市域に残存する京町家を対象に調査を実施。



調査対象：戦前に市街化された地域、旧街道沿い

#### ●歴史的建造物の修理・修景事業



上七軒歌舞練場修理事業



月桂冠旧本社修理事業

歌舞練場、酒造会社の施設、町家などの歴史的な建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、大屋根等の修理に対して助成を実施。

### 【道路の無電柱化・美装化事業】



歴史的な町並みに調和した道路空間の整備を図るため、無電柱化及び道路修景整備を実施。

### 【伝統文化等の保全・活性化事業】

(市全域)

#### ●五感で感じる和の文化事業



撮影：大島拓也

市民や観光客が和の文化を気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる事業を展開。

#### ●「伝統産業の日」関連事業



「伝統産業の日」を設け、伝統産業に触れられる多彩な事業を実施。

### 【文化財とその周辺を守る防災水利整備事業】



- ・文化財や伝統的建造物群が存在する東山区清水地域において、防災水利の整備
- ・地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組の推進。

### 【景観政策の推進】

<p>美観(景観)地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山ろく型</li> <li>山並み背景型</li> <li>旧市街地型</li> <li>岸辺型</li> <li>歴史遺産型</li> <li>歴史遺産型(歴史の景観保全修景地)</li> <li>歴史遺産型(界わい景観整備地区)</li> <li>沿道型</li> <li>沿道型美観形成地区</li> <li>市街地型美観形成地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区</li> <li>風致地区特別修景地域</li> <li>建造物修景地区(山ろく型)</li> <li>建造物修景地区(岸辺型)</li> <li>建造物修景地区(山並み背景型)</li> <li>建造物修景地区(町並み型)</li> </ul>	<p>歴史的風土特別保存地区(嵯峨野)</p> <p>町並みと調和した屋外広告物の例</p>
--	---	--

古都保存法の活用や建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策などの景観施策の推進。